

豊田市一般廃棄物処理基本計画

概要版

平成20年3月

豊 田 市

目 次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の背景と目的	1
	(2) 計画の位置付け	1
	(3) 計画の目標年度	1
2	基本理念及び基本方針	2
	(1) 基本理念	2
	(2) 基本方針	2
3	一般廃棄物の排出・処理状況	3
	(1) ごみ処理事業の概要	3
	(2) ごみ排出量の推移とごみの組成割合	4
	(3) ごみの資源化の状況	6
	(4) 収集・運搬の状況	6
	(5) 中間処理・最終処分の状況	7
	(6) ごみ処理に係る課題の整理	7
4	ごみ処理基本計画	8
	(1) 挑戦目標	8
	(2) 各主体の行動指針 (市民・事業者・行政の役割)	11
	(3) 適正処理の確保	12
	(4) 収集・運搬計画	14
	(5) 中間処理計画	16
	(6) 施策と事業実施計画	19
	(7) ごみ量予測の総括	20
5	生活排水処理基本計画	22
	(1) 基本方針及び目標年度	22
	(2) 生活排水処理の現状	22
	(3) 生活排水処理計画	23
	(4) し尿・汚泥処理計画	23

1 計画策定の趣旨

【基本的な考え方】

本計画は、法定項目を定めることのほか、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、市民・事業者・行政が連携と共働によるパートナーシップを形成することの重要性、そして、それぞれの主体が具体的にどのような役割を果たすべきかを明確にするものです。

（１）計画策定の背景と目的

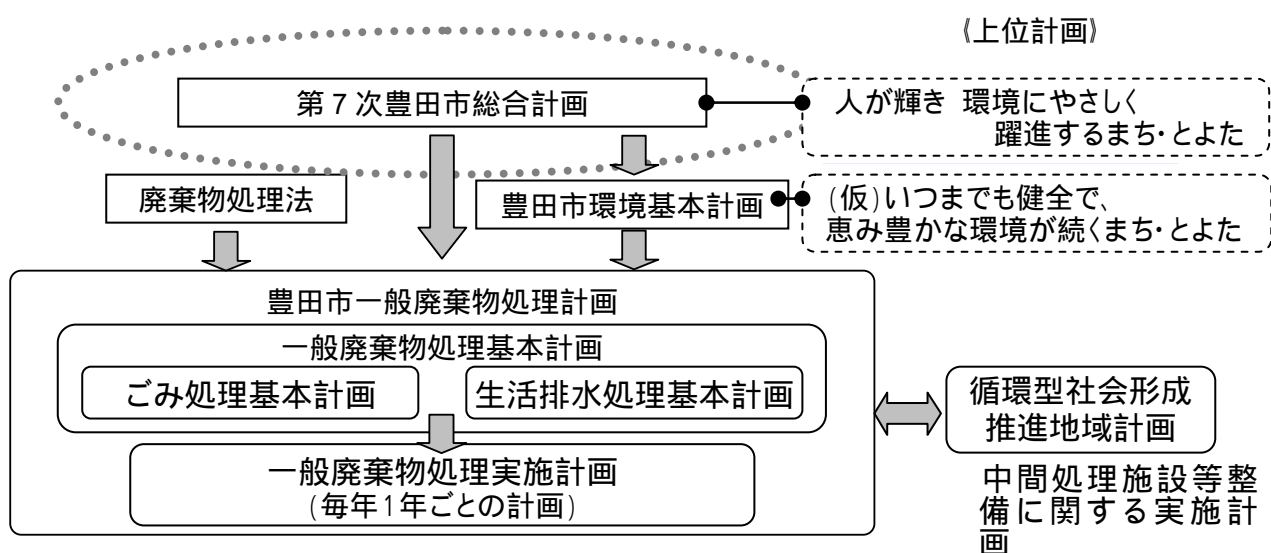
豊田市では、平成14年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定して5年が経過し、その間「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等関係諸法の改正、市町村合併や排出量の増加、地球温暖化問題の深刻化等一般廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化等により現行の基本計画を見直す必要が出てきた。

そこで、長期的・総合的視点に立ち、更なるごみの減量化・資源化及び適正処理を推進する新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものである。

（２）計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条において策定が義務づけられている。

本計画は、上位計画である「第7次豊田市総合計画」及び現在作成中の「豊田市環境基本計画」に定める一般廃棄物処理に関する事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物に関するマスタープランとして位置づけるものである。



（３）計画の目標年度

本計画では、上位計画である「第7次豊田市環境基本計画」にあわせて、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画とも、10年後の平成29年度を目標年度とする。

2 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

一人ひとりの行動とみんなの共働により
循環型社会をめざします

- 本市では、快適で住みよい生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、『一人ひとりの行動とみんなの共働により循環型社会をめざします』を基本理念として取り組みを進める。
- 天然資源の消費の抑制及び CO₂ の排出抑制など環境負荷の低減をも含めた持続可能な循環型社会の形成が本市の目指すべき姿である。

(2) 基本方針

- 以下の4つの基本方針を定め、ごみ処理に関する施策・事業を展開する。

まずは、
ごみをつくらない・出さない

3Rを基調とした資源循環を進める

分別の徹底を行うとともに、廃棄物の量を減らし、適正な資源循環を実現するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調とした資源循環を促進する。
特に、ごみの発生抑制（ごみになるものをこたわる、ごみをつくらない）を優先課題として取り組む。
より一層のリサイクル（再生利用）に取り組む。

みんなで行き組む

市民・事業者・行政の共働により 資源循環に取り組む

生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組む。

正しく処理する

環境負荷を最小限に抑えた 安全確実な処理に取り組む

できるだけ資源としての循環利用を図る一方、ごみとして出たものは、ごみの種類や処理方法に応じて適正に処理する。
また、環境負荷を最小限に抑えるよう適正な維持管理を行うとともに、情報公開に取り組む。

学び、そして実践する

ごみの削減に向けた 環境教育の充実を進める

豊田市におけるごみの実態についての関心や認識を深めてもらうため、学習の場の充実を図るとともに、習得した内容を実践できる市民を育てる。
地域や業界、団体・サークルなど、身近な実践活動を育てる。

重点施策

ごみの発生抑制
リサイクルの推進
パートナーシップの構築

3 一般廃棄物の排出・処理状況

(1) ごみ処理事業の概要

○ごみの排出から収集・運搬、中間処理、最終処分に至る流れとそれぞれの処理方法は図1に示すとおりである。

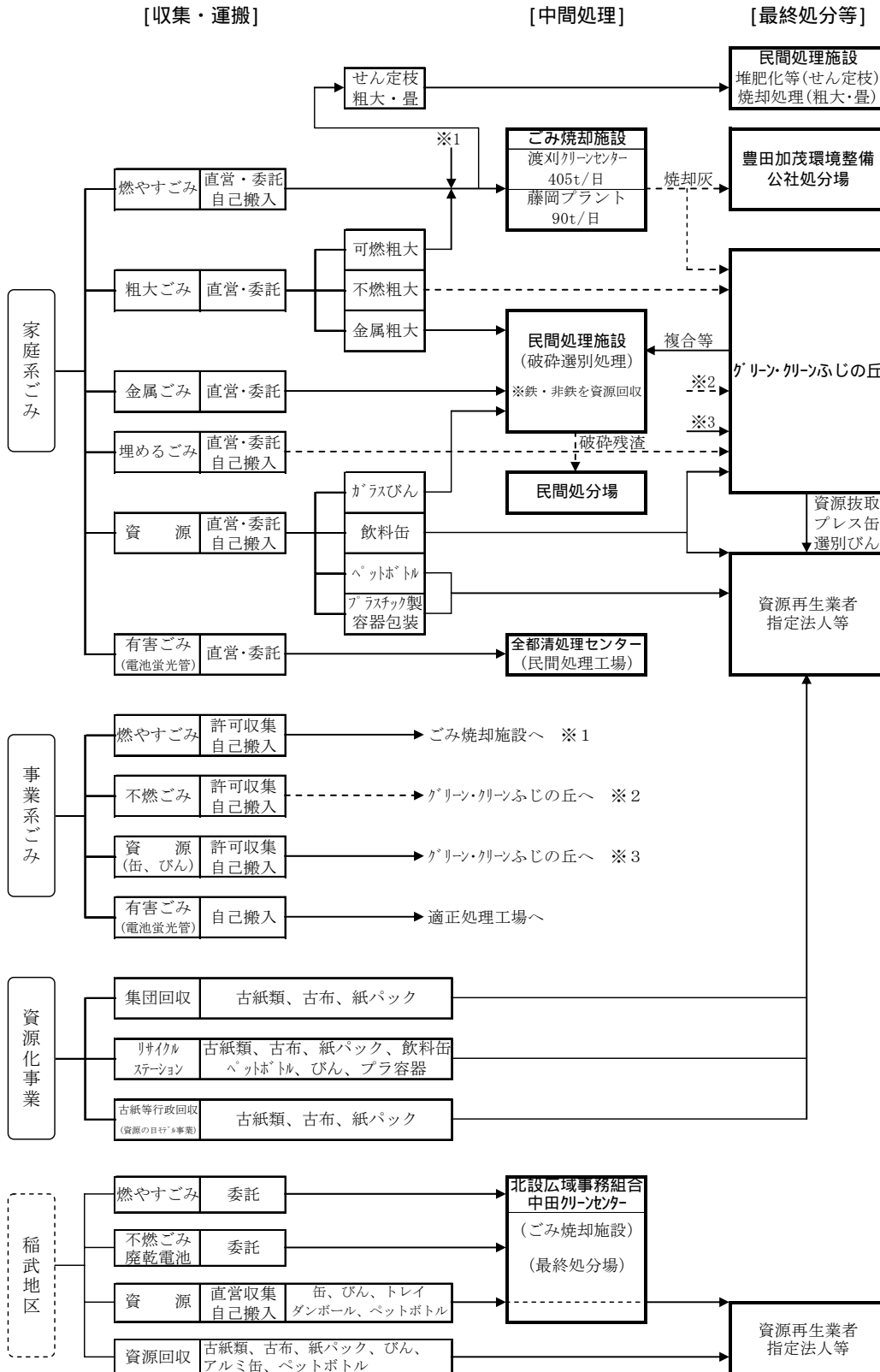


図1 ごみ処理の流れと形態 (平成18年度末現在)

(2) ごみ排出量の推移とごみの組成割合

ごみの総排出量は減っていない。

- ごみの削減に向けた施策を講じてはいるが、ごみの排出量は減少していない。
- 人口増加と比例するように増加している。平成17年度はわずかに減少した。
- 平成17年度のごみの総排出量は154,693トで、平成9年度比で18.9%の増加である。

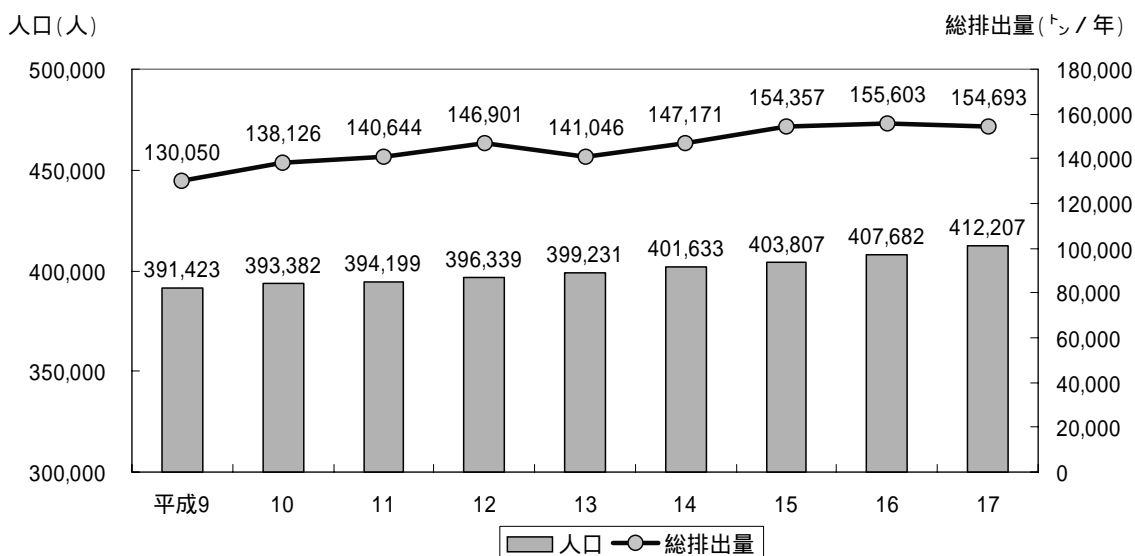


図2 総人口とごみ排出量の推移

1人1日当たりの排出量(資源ごみを除く)は898g/人・日である。

- 1人1日平均排出量(資源ごみを除く)は、平成17年度で898g/人・日である。
- 平成17年度の全国平均値1,069g/人・日、同愛知県平均値1,032g/人・日は下回っているが、平成9年度実績に対しては10.2%の増加となっている。

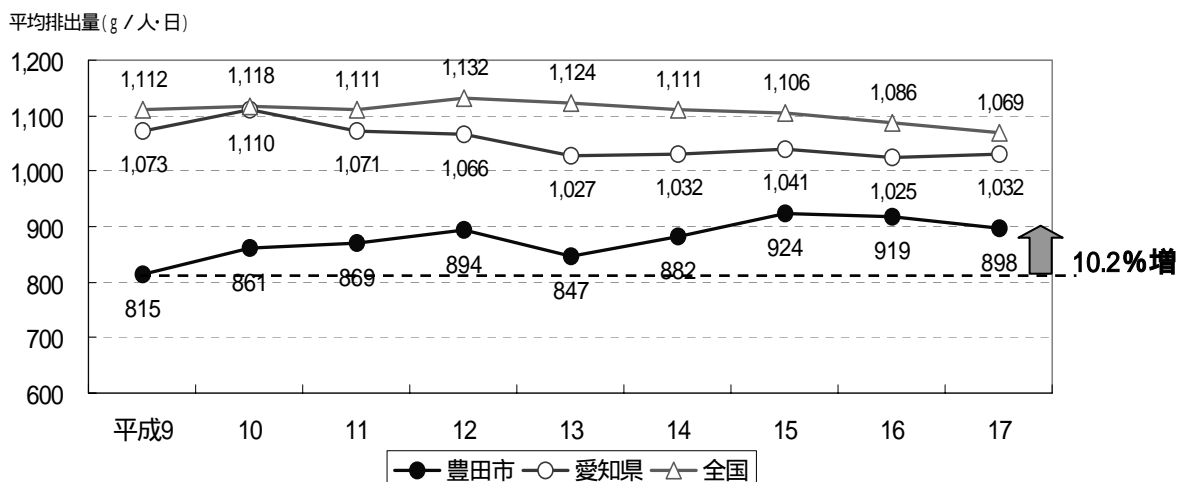


図3 1人1日平均排出量(排出原単位)の推移

事業系ごみの排出量の伸びが大きくなっている。

- ごみの総排出量を排出区分別にみると、平成 17 年度では、家庭系が 88,297 トン (57.0%)、事業系が 46,804 トン (30.3%)、資源化事業回収量が 19,592 トン (12.7%) である。
- 家庭系ごみは、平成 16・17 年度にかけてわずかながら減少の傾向にあるが、事業系ごみは、平成 13 年度以降伸びが大きくなっている。

排出量(トン/年)

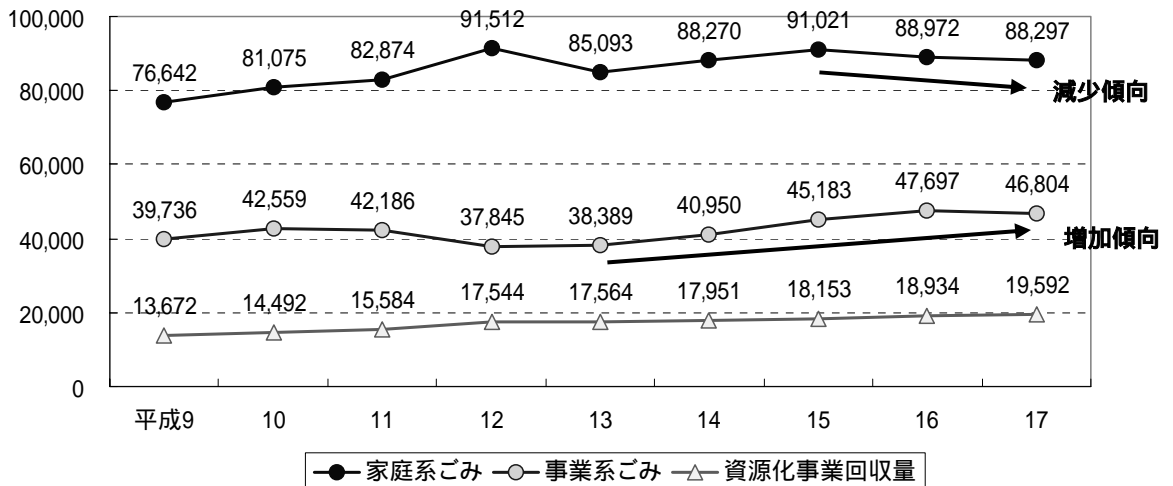
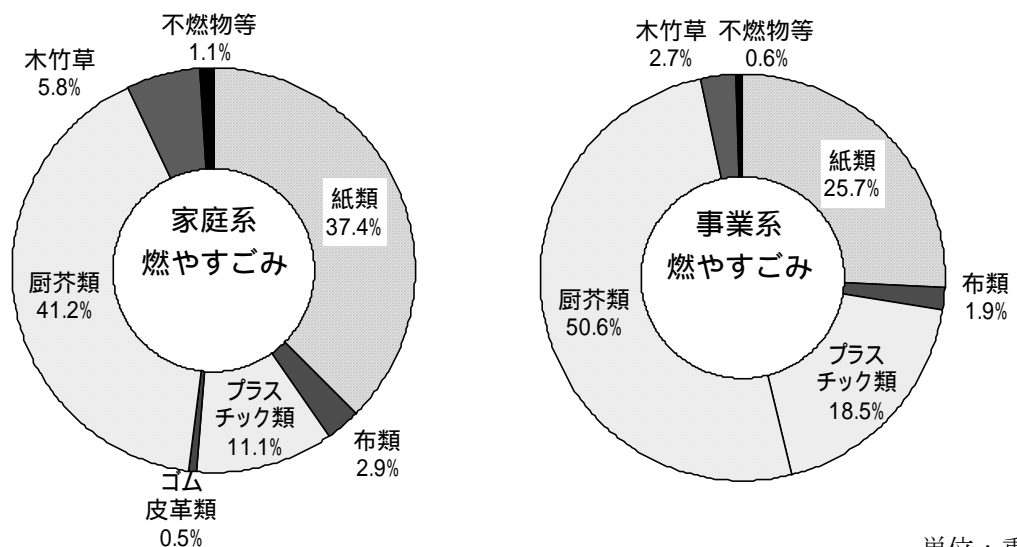


図4 排出区分別排出量の推移

燃やすごみの中では、生ごみ (= 厨芥類) が最も大きな割合を占めている。

- 家庭系燃やすごみでは、厨芥類が 41.2%、紙類が 37.4% で、両者で 8 割近く (78.6%) を占めている。
- 事業系燃やすごみでは、厨芥類が 50.6% と約 5 割を占め、紙類が 25.7%、プラスチック類が 18.5% を占めている。



単位：重量%

図5 燃やすごみの組成割合 (平成 17 年度調査 湿ベース)

(3) ごみの資源化の状況

リサイクル率（ごみの総排出量に占める総資源化量の割合）は 20.1%

○総資源化量は、平成 16 年度までは増加していたが、平成 17 年度ではわずかに減少し、31,026 トンとなっている。

○リサイクル率は平成 17 年度で 20.1%である。（参考：愛知県 22.4%、全国 19.0%）

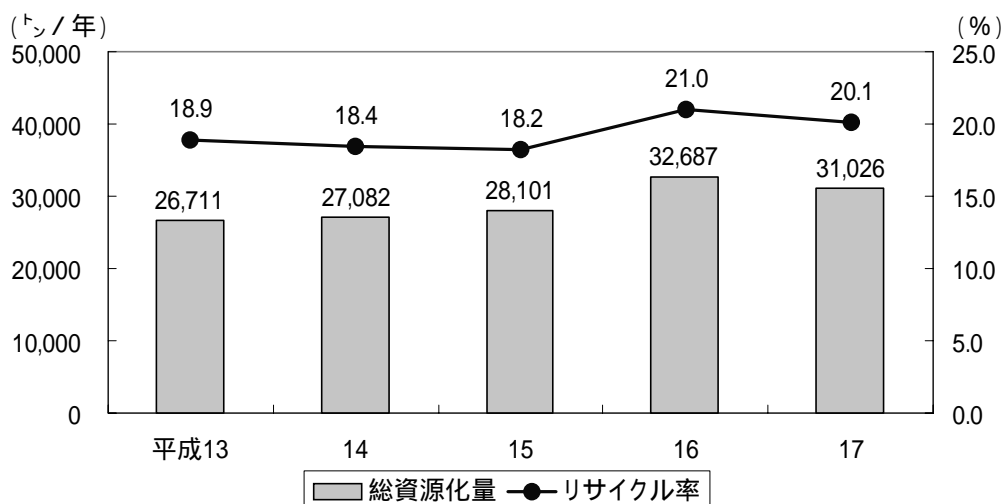


図 6 総資源化量とリサイクル率の推移

(4) 収集・運搬の状況

○市域全域を収集・運搬区域とし、家庭から排出されるごみについては、自己搬入又は直営及び委託により収集を行っており、燃やすごみ・不燃ごみ・金属ごみについては指定袋による収集、粗大ごみについては戸別収集（有料）を行っている。

○事業所から排出される一般廃棄物については、自己搬入又は許可業者による収集を行っており、基本的には家庭系ごみの分別区分に準じている。

表 1 収集・運搬の状況

収集区分	収集回数	収集体制	自己搬入手数料等
燃やすごみ	週 2 回	ごみステーション	家庭系：60 円/10kg 事業系：80 円/10kg
金属ごみ	月 1 回	ごみステーション	家庭系：30 円/10kg 事業系：80 円/10kg
埋めるごみ（不燃ごみ）	月 1 回	ごみステーション	家庭系：30 円/10kg 事業系：80 円/10kg
プラスチック製容器包装（注 1）	週 1 回	ごみステーション	—
資源 （ガラスびん、飲料缶、ペットボトル）	月 1 回	資源ステーション	家庭系：無料 事業系：15 円/10kg
有害ごみ	月 1 回	資源ステーション	—
粗大ごみ	申込み制	戸別収集	品目別に 300 円、 600 円、900 円
リサイクルステーション	随時	拠点収集	家庭系：無料

（注 1）：平成 19 年度より収集開始

(5) 中間処理・最終処分の状況

- 本市の中間処理施設としては、藤岡プラント（焼却処理量 90 トン/日）及び平成 19 年度から稼働の渡刈クリーンセンター（焼却処理量 405 トン/日）で処理している。当該施設は一日当たり 135 トンの燃やすごみが処理できる焼却炉を 3 基備え、ごみを焼却したときに発生する熱は、発電に利用して施設内の冷暖房に、また焼却後に残る灰「スラグ」は建築資材として有効活用していく。
- 最終処分場は、平成 18 年 4 月から新たにグリーン・クリーンふじの丘が供用を開始した。

渡刈クリーンセンターの特徴

排ガス対策

ごみを燃焼した時にでる排ガス中のばいじん及びダイオキシン類は、高性能のろ過式集じん装置で、非常に厳しい基準値以下に除去される。また、塩化水素、硫酸化物は有害ガス除去装置で除去される。このほか窒素酸化物は最適な燃焼管理により抑制し、さらに脱硝装置により除去される。

スラグ化

ごみの中の灰分は焼却熔融後、スラグとして回収する。スラグはガラス質の砂状で、建設資材として有効利用することができる。

余熱利用

ボイラで発生した熱エネルギーは、高温蒸気としてごみ発電や、場内の給湯、冷暖房に利用すると共に、老人福祉施設「豊寿園」へも送っている。

(6) ごみ処理に係る課題の整理

1 排出抑制・資源化

[排出抑制]

ごみのさらなる排出抑制に努める必要がある。

市民や事業所に対する啓発活動等の推進、新たな排出抑制策の導入を図る必要がある。

事業系ごみの排出量の伸びが顕著なことから、とくに事業系ごみの排出抑制を推進する必要がある。

[資源化]

国はリサイクル率の目標値を 24%（平成 22 年度）としている。本市においても、厨芥類、紙類を中心に、さらなる資源化を推進する必要がある。

事業系ごみについては、プラスチック類など、産業廃棄物としての排出指導を徹底する必要がある。

2 収集・運搬

市民に対して分別区分や排出方法等を徹底していく必要がある。

市域が拡大し、処理・処分施設までの運搬距離が長くなったことから、中継基地の設置など効率的な運搬システムを構築する必要がある。

3 中間処理

新たな分別収集（プラスチック製容器包装）やせん定枝等の堆肥化を行うにあたって、効率的で適正な資源化が行える中間処理システムを整備する必要がある。

4 最終処分

平成 18 年度から供用を開始したグリーン・クリーンふじの丘については、適正な維持管理を行うとともに、延命化を図るために更なるごみの減量化・資源化及び減容化に努める必要がある。

4 ごみ処理基本計画

(1) 挑戦目標 (ごみの減量目標の設定)

目標年度(平成29年度)の減量目標

○ごみ減量の主要目標として、次の3つの指標を設定する。

燃やすごみの量

20%削減に挑戦する。

○生ごみの資源化や事業系古紙資源化誘導等による排出抑制により、焼却対象燃やすごみ(古紙、せん定枝等、食品残渣の資源採取分を除く)の排出量(処理量)を**現状(平成17年度)に対して約20%削減**する。

資源化率

35%に挑戦する。

○分別収集、集団回収等の資源化事業、及び中間処理での資源回収により、**資源化率を約35%に向上**させる。

埋めるごみの量

80%削減に挑戦する。

○硬質系プラスチックの焼却処理、焼却残渣のリサイクル及びガラスくず、陶器くず、ブロックくずの資源化により、最終処分量を**現状(平成17年度)に対して約80%削減**する。

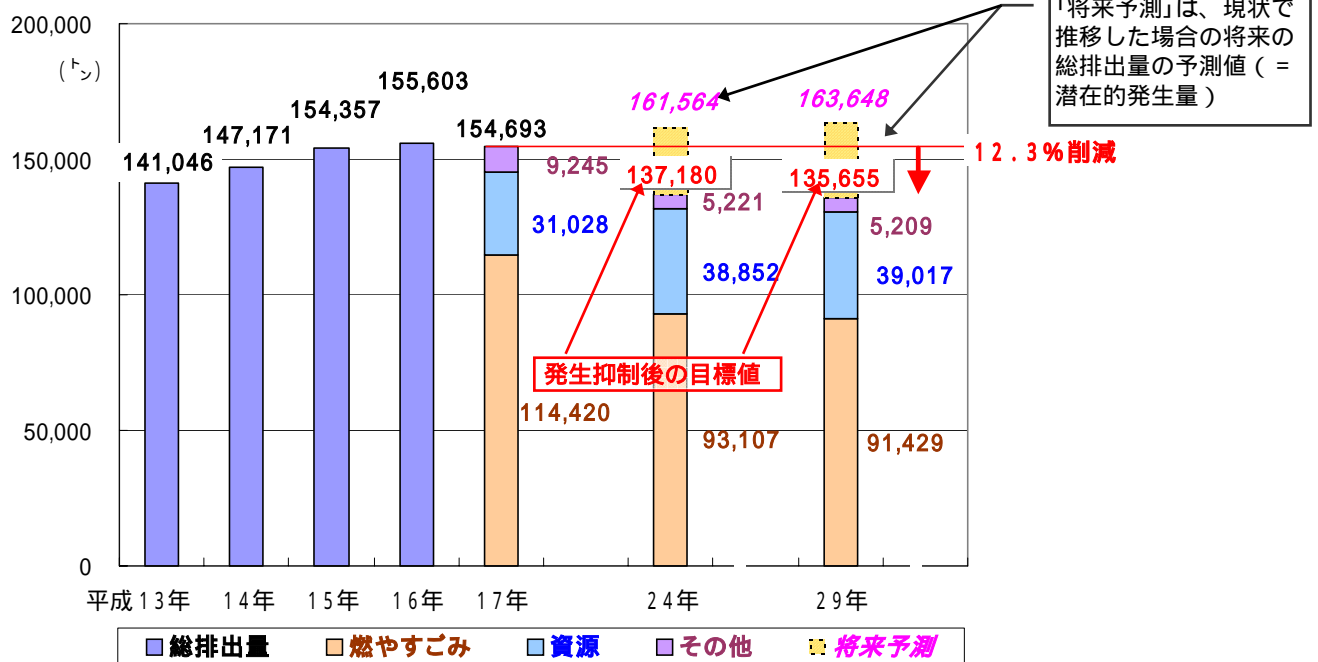


図7 ごみの総排出量(実績と目標)

燃やすごみの量 20%削減に挑戦する。

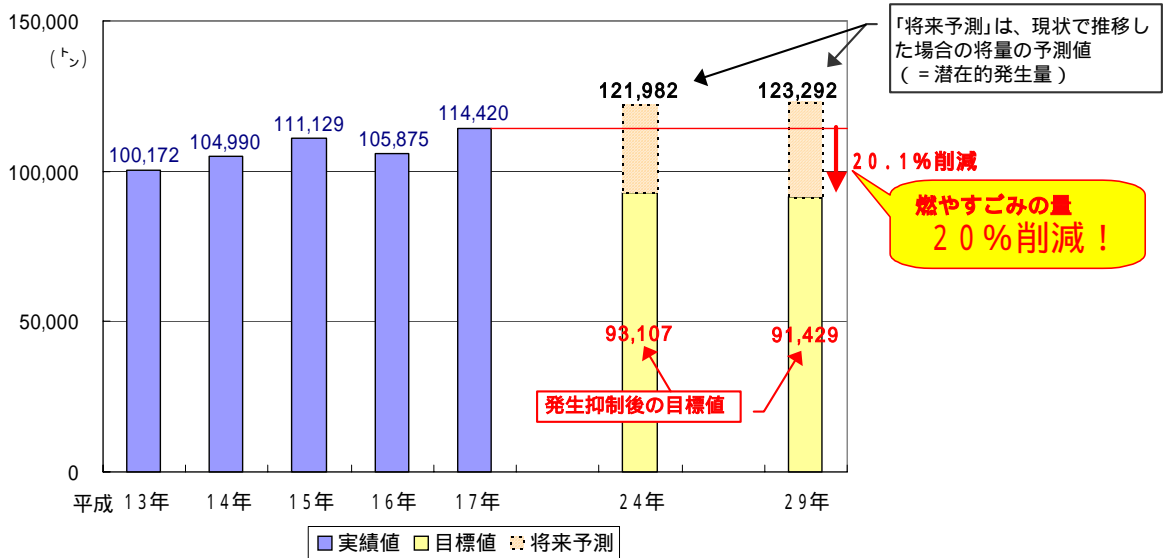


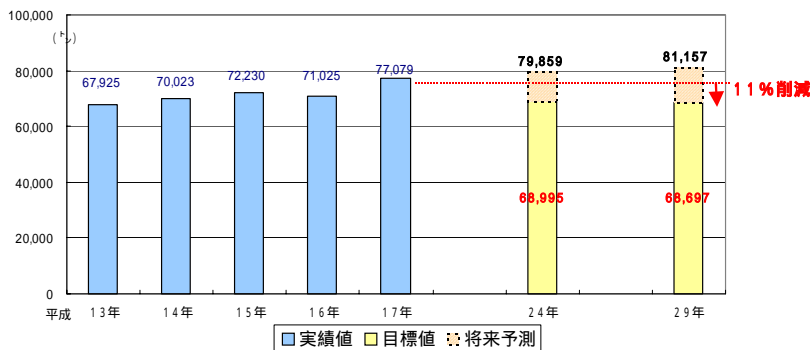
図8 燃やすごみの量 (実績と目標)

家庭系燃やすごみの減量目標

○1人1日当たりの処理量を現状(平成17年度)から75g削減する。

区分		平成17年度 実績	平成24年度 目標	平成29年度 目標
家庭系 燃やすごみ	処理量 (ト)	77,079 ト	68,995 ト	68,697 ト
	原単位 (g/人日)	512g/人日	446g/人日	437g/人日

1人1日当たり
75g削減!
(512g 437g)

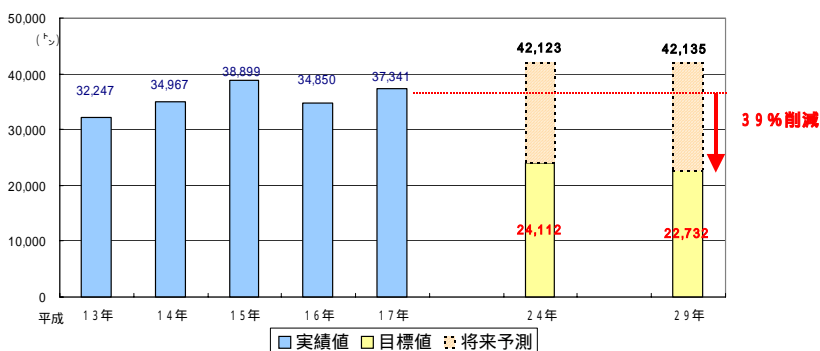


事業系燃やすごみの減量目標

○事業系燃やすごみの処理量を現状(平成17年度)から39%削減する。

区分	平成17年度 実績	平成24年度 目標	平成29年度 目標
事業系燃やすごみ 処理量 (ト)	37,341 ト	24,112 ト	22,732 ト

事業系燃やすごみ
39%削減!
(-14,609ト)



資源化率 35%に挑戦する。

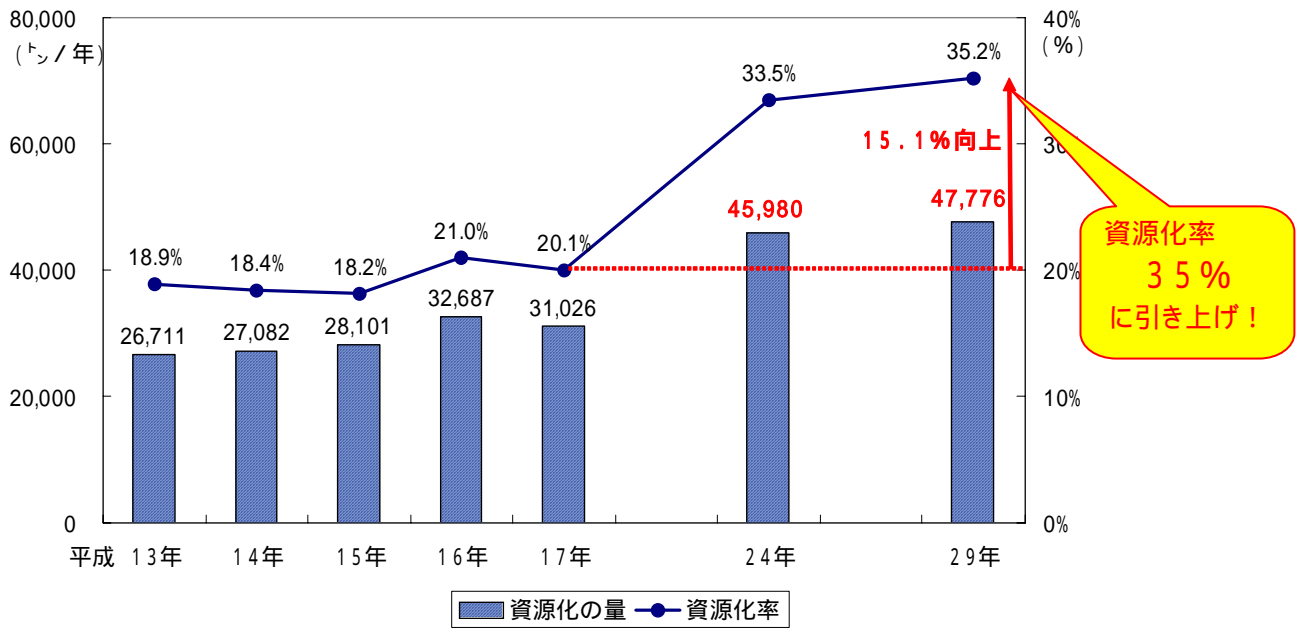


図9 資源化の量とリサイクル率(実績と目標)

埋めるごみの量 80%削減に挑戦する。

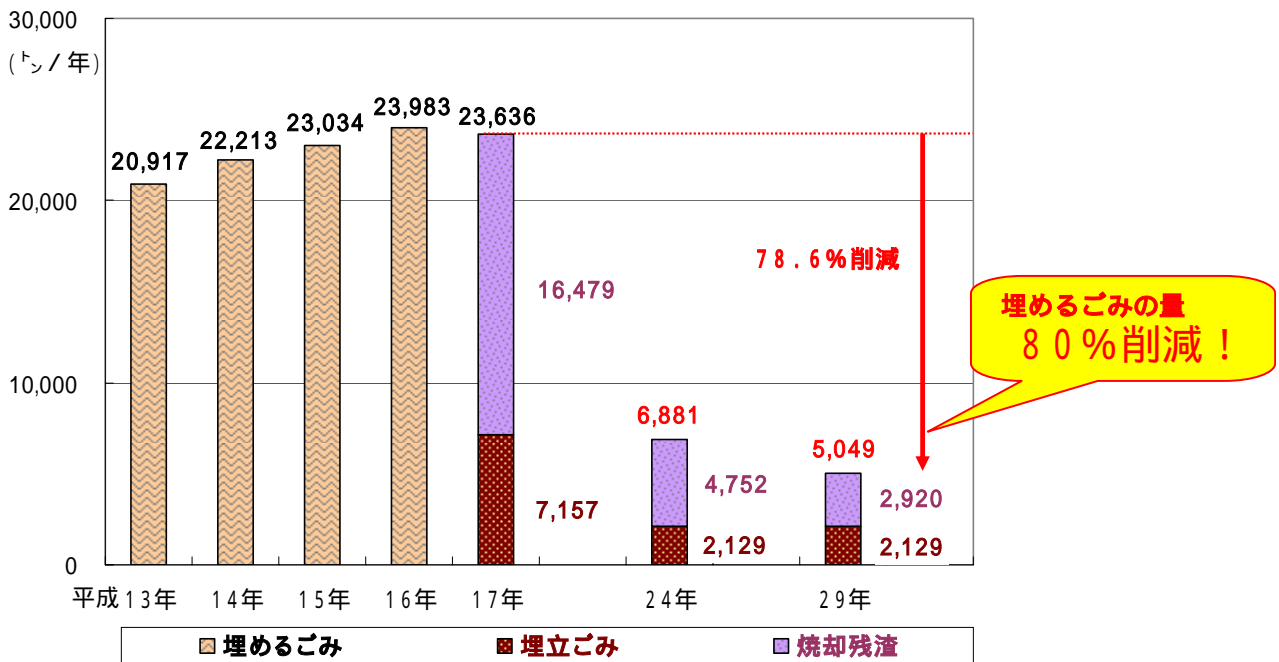


図10 埋めるごみの量(実績と目標)

(2) 各主体の行動指針 (市民・事業者・行政の役割)

○市民、事業者、市が、廃棄物の削減に向けた行動を主体的に推進する。

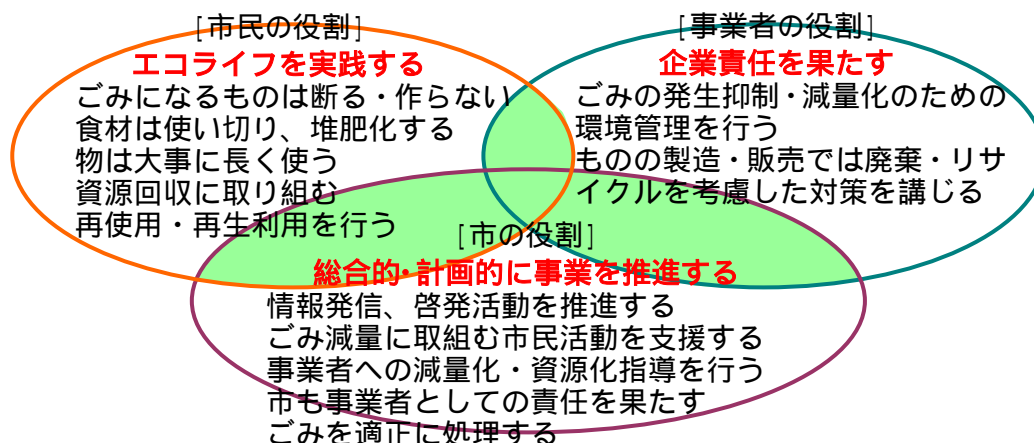


表2 市民・事業者・行政の主な役割

区分	市民	事業者	市(行政)
過剰包装、使い捨て容器等の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●買物かご、袋の持参 ●簡易包装の選択 ●詰替え容器の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●簡易包装の推進 ●リサイクルを考慮した包装容器の選定 ●不要な梱包材の回収 ●市が推進する運動等への参加、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●買物袋持参運動の推進 ●各種団体、店舗等への要請及び支援
再使用、再利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●再生品の使用 ●フリーマーケット等への積極的な参加や活用 ●リサイクルショップやリサイクルハウスの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般事業所：事務用品等の再生品の使用 ●小売業者：包装資材等への再生品使用 ●製造業者：原材料における再生品の使用、商品の材質表示、リサイクルが容易な商品の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業者への再生品使用の要請 ●公共施設等での再生品の使用 ●フリーマーケット等の実施支援 ●リサイクルハウスの整備
生ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●エコクッキングの推進及び水切りの徹底 ●生ごみ処理機器等の活用及び継続的な使用 ●行政回収への生ごみの排出抑制 ●堆肥の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品リサイクル法に基づく資源化の推進 ●堆肥の活用 ●業務用処理機の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ処理機器等の購入や団体活動等に対する助成 ●事業者に対する啓発 ●資源化施設への誘導
法定リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●適正なりサイクルルートへの排出 	<ul style="list-style-type: none"> ●小売業者：引取り義務の履行、指定引取り場所への引渡し ●製造業者：流通ルートの整備、再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ●小売業者への引渡しを指導 ●流通の支援 ●不法投棄防止対策
事業系ごみの排出抑制	—	<ul style="list-style-type: none"> ●資源回収システムの確立 ●資源物保管場所の確保 ●多量排出事業所における減量化実施計画の作成、計画の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙類の資源化誘導 ●資源物の分別指導 ●多量排出事業所に対する減量化の指導 ●優良事業者認定制度の導入 ●ごみ減量マニュアルの作成、配布 ●市庁舎等での排出抑制
資源分別回収及び分別収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●集団回収や拠点回収等への積極的な参加 ●分別収集拡大への協力 ●リサイクルの家の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●独自の資源化ルートの開拓 ●資源物の積極的受入 ●リサイクルステーション設置の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●集団回収活動の助成 ●リサイクルステーションの設置 ●古紙等行政回収の推進 ●資源分別収集の拡大(プラスチック製容器包装) ●リサイクルの家設置事業の推進

(3) 適正処理の確保

適正処理の確保

ア 収集・運搬体制の整備

収集・運搬は、ごみ処理事業における市民との接点であり、資源化・減量化を実施する上で重要なポイントを形成する。排出方法、分別方法の徹底、ステーションの管理等、収集・運搬業務の受け持つ役割は大きい。

したがって、将来のごみ排出状況及び処理処分方法に対応した合理的かつ効率的な収集・運搬体制を整備することにより、公衆衛生の向上と、分別収集によるリサイクルの推進に努める。

また、新市全体での分別区分や排出方法等の統一化を図るとともに、市域の拡大に対応した運搬システムの整備を進める。さらに、プラスチック製容器包装の分別収集に対応した収集・運搬体制を整備する。

イ 中間処理施設の整備

中間処理は、資源化・減量化の効果を十分考慮したうえで、安定化、減容化、無害化等を、環境への影響を極力低減化した形で推進していくものとする。

平成19年度から稼働した渡刈クリーンセンターを中心に、適正なごみ処理をより一層推進していくものとする。

また、プラスチック製容器包装の分別収集に対応したプラスチック製容器包装資源化施設の拡充やせん定枝・刈草や食品残渣の再生利用を推進するための緑のリサイクル施設、再利用を推進する（仮）リサイクルハウスの整備を進めるとともに、埋立ごみ減容化を推進するため、埋立対象ごみの破碎選別施設の整備も進めていくものとする。

ウ 最終処分場の延命化及び適正管理

最終処分については上記の各施策を講じることにより、ごみの減容化及び減量化を推進し、最終処分量のさらなる低減を目指す。

また、新しい処分場グリーン・クリーンふじの丘においては、周辺環境の保全等に充分配慮した適正な維持管理を行っていくものとする。

ごみの処理主体

目標年度（平成 29 年度）における、ごみの種類別処理主体を表 3 に示す。

表 3 ごみの処理主体

ごみの種類		収集・運搬	中間処理	最終処分等	
家庭系 ごみ	燃やすごみ		直 営 (委 託) 自己搬入	直 営 (焼却溶融) → 資源化 (溶融飛灰(不燃物)、飛灰:埋立処分)	
	埋めるごみ		直 営 (委 託) 自己搬入	— 直 営 (埋立処分)	
	資源	飲 料 缶	委 託 自己搬入	直 営 (選別圧縮保管) → 資源化	
		ガラスビン		直営及び民間業者 (選別保管) → 資源化	
		ペットボトル		民間業者 (圧縮梱包) → 資源化	
		プラスチック製 容器包装	直営(委託) 自己搬入	直営 (圧縮梱包) → 資源化	
	金属ごみ		直 営 (委 託) 自己搬入	民間業者 (破碎・選別) ※破碎残渣は燃やすごみへ	
	粗大ごみ		直 営 (委 託) 自己搬入	直 営 (可燃粗大:焼却溶融) 民間業者 (金属粗大:破碎選別) ※破碎残渣は燃やすごみへ	直 営 (不燃粗大:埋立処分)
有害ごみ		委 託 自己搬入	民間業者		
事業系 ごみ	燃やすごみ		許可業者 自己搬入	家庭系燃やすごみと同じ	
	不燃ごみ			家庭系埋めるごみと同じ	
	資源	飲料缶		家庭系飲料缶・ガラスビンと同じ	
		ガラスビン			

(注) ① 不燃ごみ：ごみ処理施設からでた汚泥等

② 家庭系ごみの収集・運搬について、トヨタ自動車㈱が自社の寮から発生する家庭系廃棄物（ごみ）を市に代わって収集運搬したものは、直営収集と同様とみなす。

(4) 収集・運搬計画

計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における市民との接点であり、排出されるごみを生活環境の保全支障がないよう中間処理施設あるいは最終処分場まで搬入する手段として位置づけられる。また、市町村合併により、収集運搬区域が拡大するとともに、増大するごみ量、多様化するごみ質に対応して収集・運搬体制を見直し、整備する必要がある。

本計画においては、平成17年4月1日に市町村合併したことにより平成19年度から統一したごみの分別体系を確立し、ごみの発生・排出状況及び処理処分体系を与条件として、市民サービスの適正化及び合理的且つ効率的な収集・運搬体制を整備するため、収集・運搬区域を4分し、3拠点施設（収集基地）の整備を目標とする。

ただし、社会的変貌により合併地区の一部について委託業務への移行を検討する。

収集・運搬の方法

ア 収集区域

収集区域については、合併後の市内全域を収集対象地域とする。

・豊田地区

挙母、高橋、高岡、上郷、松平、保見、猿投、石野地区

・藤岡、小原地区

・足助、下山地区

・旭、稲武地区



収集・運搬の量

中間年度及び目標年度（平成 29 年度）における収集・運搬の量を表 4 に示す。

表 4 収集・運搬の量

単位：t/年

区分\年度		実績値 平成17年度	予 測 値		備 考
			平成24年度	平成29年度	
燃やすごみ		75,537	69,965	69,524	H22～：硬質プラ含む
埋めるごみ	ガラスくず		360	360	H22～：分別収集
	陶器くず		508	507	〃
	ブロックくず		171	171	〃
	その他不燃		902	901	〃
	計	3,021	1,941	1,939	H22～：硬質プラ除く
資 源	飲料缶	287	283	287	
	ガラスビン	2,333	2,316	2,323	
	ペットボトル	494	574	591	
	プラスチック製容器包装	21	3,722	3,716	H19～：分別収集
	その他	815			H17：旧町村での収集分
	計	3,950	6,895	6,917	
粗大ごみ	可燃粗大	404	434	440	
	不燃粗大	2	2	2	
	金属粗大	344	542	534	
	計	750	978	976	
金属ごみ		2,102	2,137	2,137	
有害ごみ		129	170	157	
合 計		85,489	82,086	81,650	

(注) 資源のその他：トレイ、紙パック、古紙類、紙製容器、古布類

(5) 中間処理計画

計画目標

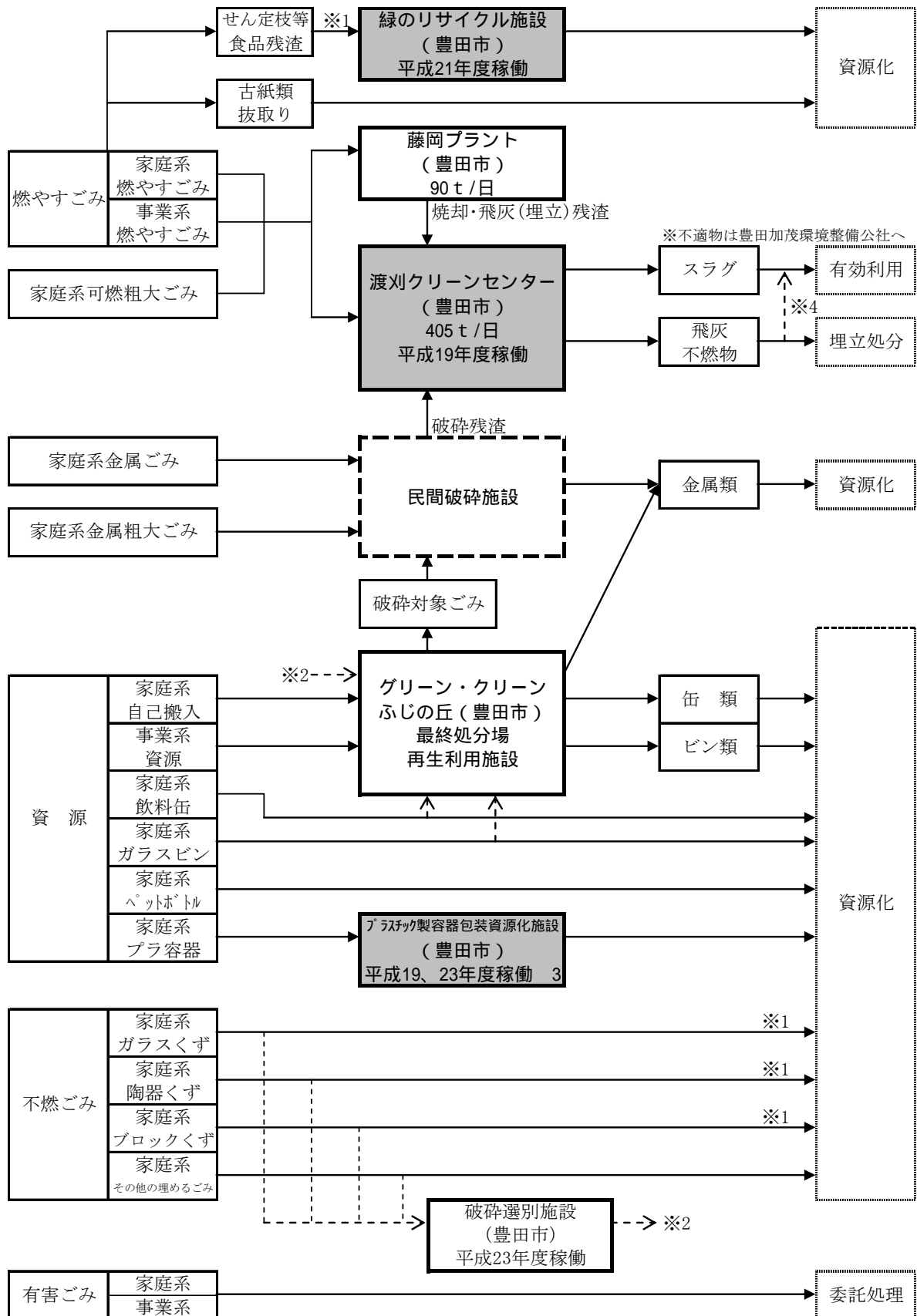
中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理し、ごみの減量化、減容化、資源化及び安定化を行うことにより最終処分場への負担を軽減していくものとする。そのために、環境への影響を最小限にした渡刈クリーンセンターにおいて、焼却残渣を減容化、無害化及び資源化するとともに、発電等による熱エネルギーの有効利用を図るものとする。

② 中間処理方法

目標年度（平成 29 年度）における中間処理の方法を図 3 に示す。

平成 19 年度に稼働する渡刈クリーンセンターでは、市で収集したごみを民間の破砕施設で処理し、発生する残渣を処理するとともに、藤岡プラントの焼却残渣も含めて熔融処理する。

また、平成 19 年度から分別収集を行うプラスチック製容器包装については、整備したプラスチック製容器包装資源化施設の拡充を図り、燃やすごみのうちせん定枝・刈草及び食品残渣は、平成 22 年度稼働予定の緑のリサイクル施設で堆肥化する。また、埋めるごみのうち再生利用できないものは、破砕選別施設を整備し埋立量の減容化を進める



※1：一部を民間施設で資源化
 ※2：再利用できないものは破砕選別後埋立処分
 ※3：第1期分は平成19年度、第2期分は平成23年度稼働
 ※4：飛灰の半分を資源化

図 1 1 中間処理フロー (平成 29 年度)

中間処理施設の整備計画

本市では、平成 19 年度から「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始するため、平成 18 年度にプラスチック製容器包装資源化施設を整備したが（第 1 期）、平成 21 年度から収集量の増加に応じたプラスチック製容器包装資源化施設（第 2 期）の拡充整備を行い、平成 22 年度からせん定枝、刈草及び食品残渣を堆肥化するために、堆肥化施設（緑のリサイクル施設）を整備する。

また、最終処分場の延命化を図るため、不燃ごみの減容化を推進すべく埋めるごみを対象とした破碎選別施設の整備を検討する。

各施設の整備計画の概要を表 5 に示す。

表 5 施設整備計画の概要

施設名称	プラスチック製容器包装資源化施設		緑のリサイクル施設
	第 1 期	第 2 期	
事業計画地	豊田市渡刈町 大明神 55-2	—	豊田市枝下町 上笹沢 164-1
事業年度	平成 18 年度	平成 21～22 年度	平成 19～21 年度
供用開始年月	平成 19 年 4 月	平成 23 年 4 月（予定）	平成 22 年 4 月（予定）
敷地面積	39,781m ²	—	79,430m ²
処理対象ごみ	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	刈草、せん定枝、 食品残渣
処理対象地域	豊田市内全域	豊田市内全域	豊田市内全域
処理能力	10 t / 日(5h)	9 t / 日(5h)	26 t / 日(5h)
処理方式	圧縮・梱包・保管	圧縮・梱包・保管	破碎、発酵、熟成
施設名称	リサイクルハウス	不燃ごみ 破碎処理施設	
事業計画地	—	—	
事業年度	平成 22～23 年度	平成 21～22 年度	
供用開始年月	平成 24 年度 4 月(予定)	平成 23 年 4 月（予定）	
敷地面積	—	—	
処理対象ごみ	粗大ごみ、不用品	不燃ごみ (埋めるごみ)	
処理対象地域	豊田市内全域	豊田市内全域	
処理能力	—	10 t / 日(5h)	
処理方式	—	破碎・選別	

(6) 施策と事業実施計画

○具体的な施策・事業とその実施スケジュールの概要は表6に示すとおりである。

表6 計画実施スケジュール

区分	計画及び施策		計画期間											実施主体				
			H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	市民	事業者	行政		
家庭系ごみ	排出抑制	エコライフ運動の促進	買物袋持参運動、エコショッピング、エコクッキング		買物袋持参率：12.2% ⇒ 30%											◎		○
		環境学習施設を活用した3Rの促進	環境学習施設エコットの利用推進・エコイベントの開催											◎		○		
		生ごみの抑制及び資源化	処理機等の普及促進(4,200基 減量化量 900t)											◎		○		
		地域特性に合った啓発等の強化	地域や商店街等での取組状況調査及び指導と情報提供の充実											○	○	◎		
		レジ袋の有料化の推進	販売事業者販売業者に導入を推進											◎	◎	○		
		指定ごみ袋の有料化導入検討	粗大ごみの有料化(平成13年度～) 平成22年度に燃やすごみ等について、今後のごみ量の推移によって導入を検討											○		◎		
	再生利用	分別排出の徹底	更なる資源ごみ等の分別の指導の強化											◎		○		
		不用品紹介制度の利用促進	不用品交換制度の拡充											◎		○		
		フリーマーケット、リサイクルショップに関する情報提供	フリーマーケット、リサイクルショップの活用促進											◎		○		
		粗大ごみ等不用品等再利用の促進	(仮)リサイクル工房の活用による粗大ごみ等の有効利用促進											◎		○		
		集団回収活動の活性化	活動団体の拡充と活動の活性化											◎		○		
		「リサイクルの家」の設置促進	増設の推進(古紙等回収活動連携し古紙等回収活動の充実を図る)											○	○	◎		
事業系ごみ	排出抑制・資源化	「資源の日」分別収集	分別の徹底と回収品目拡大の検討											◎	◎	○		
		金属ごみリサイクル事業	金属複合製品の資源化を進める(民間処理施設で破碎、選別)											◎		◎		
		リサイクルステーション(資源拠点回収施設)の利用促進	リサイクルステーションの増設と回収品目の統一・拡充											◎		○		
		家電リサイクル品等・パソコン・オートバイ等の業者回収	小売業者及び製造メーカーへの引渡し誘導											◎	○	○		
		プラスチック製容器包装の資源化	平成19年度～ 週1回、ステーション方式、指定袋、直営・委託収集											◎		○		
		バイオマスの利用検証	拠点回収によるBDF化の推進											○		◎		
埋めるごみの資源化	ガラス類、陶器類											○		◎				
事業系ごみ	排出抑制・資源化	「地球にやさしい申合せ書」事業の推進	エコストアの普及促進包装の簡素化・削減の促進		地球にやさしい申合せ店締結の推進												◎	○
		事業系古紙の資源化誘導	焼却処理施設での搬入規制及び民間資源化施設への誘導		事業系古紙類回収ルート(資源化誘導 ⇒ 20%減)												◎	○
		刈草・せん定枝の資源化	民間資源化施設での処理及び誘導 (仮)緑のリサイクル施設への誘導		民間資源施設への搬入誘導の推進 平成22年度～ 事業系(公共含む)及び家庭系についても資源化												◎	○
		生ごみの資源化	公共施設等での生ごみの資源化 食品リサイクル法に基づく事業系生ごみの資源化		平成22年4月～ 緑のリサイクル施設への搬入拡大												◎	○
		市庁舎等における排出抑制	分別し資源及び適正処理		分別指導の強化												◎	◎
		許可業者に対する適正処理	清掃工場での搬入前検査の実施		廃棄物処理の適正化の推進(古紙類の資源化、プラスチックごみの分別)												◎	○
		分別排出の徹底			更なる資源ごみ等の分別の指導の強化												◎	○
		事業所及び多量排出事業者に対する排出抑制	ごみ減量マニュアルの作成・配布		平成21年度～ ごみ減量マニュアルの作成・配布												○	◎
			多量排出事業者に対して減量計画書作成を義務付け		平成23年度～ 条例整備・減量計画書の報告												◎	◎
			ごみ減量・リサイクル推進事業所の認定・公表		平成21年度～ ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度の実施												○	◎
		協定の締結による適正処理	環境保全協定の締結による廃棄物の適正処理		平成21年度～ 協定書による廃棄物の分類(産業廃棄物、一般廃棄物の区分)と適正処理												◎	◎
		料金体制の見直し			焼却処理減価費用に見合う料金の見直し												○	◎

= 中心的主体 = 協力的に関与 平成20年度からの新規の施策・事業 新規の施策・事業 継続施策・事業 施策・事業の見直し

区分	計画及び施策		計画期間											実施主体		
			H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	市民	事業者	行政
収集運搬	プラスチック製容器包装の分別収集	平成19年度～ 週1回、ステーション方式、指定袋、直営・委託収集											◎		◎	
	資源の委託収集の拡大														◎	
	収集体制の効率化及び収集基地の分散	収集区域の確立と収集基地の整備検討、燃やすごみの収集エリアの見直し													◎	

中間処理	ごみ処理(焼却処理)施設の整備	405t/日	ガス化溶融炉	平成19年度～ 稼働													◎	
	プラスチック製容器包装資源化施設の拡張	10t/日	(施設の拡張)	平成19年度～ 稼働 施設拡張計画の検討													◎	
	スラグの資源化	スラグの資源化の促進(全量資源化)													◎			
	飛灰の資源化	平成27年度～ 飛灰の半分を資源化													◎			
	(仮)緑のリサイクル施設の整備	26t/日	設計・工事		平成22年4月～ 稼働開始													◎
	不燃ごみ破碎分別処理施設の整備	不燃ごみ破碎・選別施設の整備		計画設計・工事		平成22年度～ 稼働予定												
リサイクルハウスの整備	不要品再生施設の整備		計画設計・工事		平成23年度～ 稼働予定													◎

処分場	第2期埋立処分場の整備検討	100,000m ³	20年間														◎
-----	---------------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

= 中心的主体 = 協力的に関与 平成20年度からの新規の施策・事業 新規の施策・事業 継続施策・事業

(7)ごみ量予測の総括

表7 ごみ発生量予測結果の総括

単位：t/年

区分\年度	実績		予測													備考	
	平成17	平成18	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29			
人口(人)	412,207	414,839	413,964	415,721	417,478	419,257	421,036	422,649	424,261	425,873	427,485	429,098	429,751	430,404	第7次総合計画		
家庭系ごみ排出量	燃やすごみ	77,137	78,751	77,162	74,126	73,261	72,388	71,523	71,067	70,931	70,775	70,665	70,507	70,576	70,630	収集ごみ+自己搬入	
	埋めるごみ	4,206	4,399	4,216	4,204	4,206	4,193	4,195	4,196	4,181	4,181	4,166	4,166	4,172	4,179	〃	
	資源	ビン類	2,333	2,554	2,335	2,333	2,330	2,327	2,324	2,320	2,316	2,325	2,321	2,317	2,320	2,323	収集ごみ
		缶類	287	250	290	291	285	287	288	289	283	284	285	286	287	287	〃
		ペットボトル	494	409	527	529	540	550	553	564	574	576	578	580	582	591	〃
		プラ容器	21	11	24	2,494	2,808	3,111	3,416	3,722	3,722	3,721	3,706	3,705	3,711	3,716	〃
		その他	815	656	822												TV、紙パック、古紙、紙容器、布
		自己搬入	23	12	23	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	22	
	計	3,973	3,892	4,021	5,670	5,986	6,298	6,604	6,918	6,917	6,928	6,912	6,910	6,922	6,939		
	粗大ごみ	可燃粗大	404	532	438	440	442	428	430	432	434	435	437	439	439	440	収集ごみ
		不燃粗大	2	38	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	〃
		金属粗大	344	450	544	546	533	536	538	540	542	544	531	533	533	534	〃
	計	750	1,020	984	988	977	966	970	974	978	981	970	974	974	976		
	金属ごみ	2,102	2,393	2,146	2,155	2,149	2,142	2,136	2,144	2,137	2,130	2,138	2,130	2,133	2,137	収集ごみ	
有害ごみ	129	175	166	167	168	168	169	170	170	171	172	157	157	157	〃		
小計		88,297	90,630	88,695	87,310	86,747	86,155	85,597	85,469	85,314	85,166	85,023	84,844	84,934	85,018		
	(g/人・日)	84,324	86,738	84,674	81,640	80,761	79,857	78,993	78,551	78,397	78,238	78,111	77,934	78,012	78,079	資源除く	
	対H17増減率	—	2.2%	0.0%	-4.0%	-5.4%	-6.9%	-8.3%	-9.2%	-9.7%	-10.2%	-10.7%	-11.2%	-11.3%	-11.3%	資源除く	
事業系ごみ排出量	燃やすごみ	40,601	39,469	32,335	31,493	30,582	29,638	28,680	28,339	27,994	27,647	27,303	26,958	26,756	26,554	許可収集+自己搬入	
	不燃ごみ	5,467	486	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	〃	
	資源	660	497	657	654	650	647	644	640	636	633	630	627	627	627	〃	
	有害ごみ	76	0	56	55	55	55	55	54	54	54	53	53	53	53	自己搬入	
	小計	46,804	40,452	33,198	32,352	31,437	30,490	29,529	29,183	28,834	28,484	28,136	27,788	27,586	27,384		
対H17増減率	—	-13.4%	-29.5%	-31.3%	-33.3%	-35.3%	-37.4%	-38.1%	-38.9%	-39.6%	-40.4%	-41.1%	-41.6%	-42.0%	資源除く		
排出量合計	燃やすごみ	117,738	118,220	109,497	105,619	103,843	102,026	100,203	99,406	98,925	98,422	97,968	97,465	97,332	97,184		
	不燃ごみ	9,673	4,885	4,366	4,354	4,356	4,343	4,345	4,346	4,331	4,331	4,316	4,316	4,322	4,329		
	資源	4,633	4,389	4,678	6,324	6,636	6,945	7,248	7,558	7,553	7,561	7,542	7,537	7,549	7,566		
	粗大ごみ	750	1,020	984	988	977	966	970	974	978	981	970	974	974	976		
	金属ごみ	2,102	2,393	2,146	2,155	2,149	2,142	2,136	2,144	2,137	2,130	2,138	2,130	2,133	2,137		
	有害ごみ	205	175	222	222	223	223	224	224	224	225	225	210	210	210		
	小計	135,101	131,082	121,893	119,662	118,184	116,645	115,126	114,652	114,148	113,650	113,159	112,632	112,520	112,402		
(g/人・日)	130,468	126,693	117,215	113,338	111,548	109,700	107,878	107,094	106,595	106,089	105,617	105,095	104,971	104,836	資源除く		
対H17増減率	—	-13.4%	-29.5%	-31.3%	-33.3%	-35.3%	-37.4%	-38.1%	-38.9%	-39.6%	-40.4%	-41.1%	-41.6%	-42.0%	資源除く		
資源化事業回収量	古紙類	17,471	17,387	18,570	19,010	19,410	19,829	20,221	20,252	20,283	20,298	20,312	20,326	20,389	20,467		
	古布類	666	723	680	789	884	995	1,106	1,111	1,099	1,104	1,108	1,112	1,114	1,115		
	紙パック	146	146	151	152	151	153	152	153	152	152	151	152	152	152		
	ペットボトル	413	503	440	442	450	460	461	470	479	481	483	485	485	493		
	プラ容器	65	103	74	131	148	164	180	196	196	196	195	195	195	196	H19～：分別収集	
	缶類	357	389	360	361	355	356	357	359	352	353	355	356	356	357		
	ビン類	474	695	475	474	474	473	473	472	471	473	472	471	472	473		
計	19,592	19,946	20,750	21,359	21,872	22,430	22,950	23,013	23,032	23,057	23,076	23,097	23,163	23,253			
総排出量	154,693	151,028	142,643	141,021	140,056	139,075	138,076	137,665	137,180	136,707	136,235	135,729	135,683	135,655			
(g/人・日)	1,028.2	997.4	944.1	929.4	919.1	908.8	898.5	892.4	885.9	879.5	873.1	866.6	865.0	863.5			

(注) 家庭系資源のうち、その他は合併前の旧町村で収集されていたもの
現状予測の家庭系資源の内訳量は、平成17年度実績比率を基に設定

表8 ごみ処理量予測結果の総括

単位：t/年

区分\年度	実績値		予 測 値													備 考
	平成17	平成18	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
燃やすごみ処理内訳	家庭系燃やすごみ	77,137	78,751	77,162	74,126	73,261	72,388	71,523	71,067	70,931	70,775	70,665	70,507	70,576	70,630	A
	古紙抜取	58		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	B:収集可燃(排出抑制前)の0.08%
	せん定枝等						1883	1881	1878	1,876	1,873	1,870	1,868	1,871	1,873	C:収集可燃(排出抑制前)の10%×協力率25%
	焼却対象	77,079	78,751	77,102	74,066	73,201	70,445	69,582	69,129	68,995	68,842	68,735	68,579	68,645	68,697	D:A-B-C
	事業系燃やすごみ	40,601	39,469	32,335	31,493	30,582	29,638	28,680	28,339	27,994	27,647	27,303	26,958	26,756	26,554	E
	せん定枝等	3,260	2,589	3,317	3,317	3,309	3,298	3,283	3,268	3,252	3,235	3,219	3,202	3,202	3,202	F:事業可燃(排出抑制前)の8.0%
	食品残渣						640	637	633	630	627	624	620	620	620	G:自己搬入可燃(排出抑制前)の9.3%
焼却対象	37,341	36,880	29,018	28,176	27,273	25,700	24,760	24,438	24,112	23,785	23,460	23,136	22,934	22,732	H:E-F-G	
不燃ごみ処理内訳	家庭系不燃ごみ	4,206	4,399	4,216	4,204	4,206	4,193	4,195	4,196	4,181	4,181	4,166	4,166	4,172	4,179	I
	硬質プラスチック				1,488	1,489	1,484	1,485	1,485	1,480	1,480	1,475	1,475	1,477	1,479	J:I×35.4%(焼却(熔融)対象)
	ガラスくず							252	252	251	251	250	250	250	251	K:I×12.0%×搬入率50%
	陶器くず							354	355	353	353	352	352	353	353	L:I×16.9%×搬入率50%
	ブロックくず							120	120	119	119	119	119	119	119	M:I×5.7%×搬入率50%
	その他不燃							1259	1259	1,254	1,254	1,250	1,250	1,252	1,254	N:I×30.0%(埋立対象)
	民間処理施設埋立対象	4,206	4,399	4,216	2,716	2,717	2,709	1,985	1,986	1,977	1,977	1,971	1,971	1,974	1,977	O:K+L+M P:I-J-O
不燃物処分場処理	搬入量															
	家庭系不燃ごみ	4,203	4,395													H17:稲武地区(3t)除く
	家庭系収集ビン	(314)	(254)	318	317	317	316	316	316	315	316	316	315	316	316	収集ビンの13.6%
	家庭系収集缶	(97)	(62)	102	102	100	101	101	102	100	100	100	101	101	101	収集缶の35.2%
	家庭系自己搬入資源	16	1	23	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	22	H17:稲武地区除く
	家庭系不燃粗大	2	38													
	事業系不燃ごみ	5,467	486	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	H18~:勘八汚泥150t
	事業系資源	660	497	657	654	650	647	644	640	636	633	630	627	627	627	
	計	10,348	5,417	1,250	1,246	1,240	1,237	1,234	1,231	1,223	1,221	1,218	1,215	1,216	1,216	Q
	処理内訳															
	破碎対象	2,026	871	211	210	209	208	207	206	204	203	202	201	201	201	R:Q×31.0%
	ビン類	888	679	410	409	409	407	407	406	404	405	405	403	404	404	S:Q×13.6%
	缶類	103	58	113	113	111	112	112	113	111	110	110	111	111	111	T:Q×1.6%
資源抜取	177		18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	U:Q×2.7%	
直接埋立ごみ			150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	V:H18~事業系不燃ごみ(勘八汚泥)	
埋めるごみ	7,154	3,809	348	346	343	342	340	338	336	335	333	332	332	332	Q-R-S-T-U-V	
破碎処理	搬入量															
	家庭系金属ごみ	2,102	2,393	2,146	2,155	2,149	2,142	2,136	2,144	2,137	2,130	2,138	2,130	2,133	2,137	
	家庭系金属粗大	344	450	544	546	533	536	538	540	542	544	531	533	533	534	H17:稲武地区除く
	処分場破碎対象	2,026	871	211	210	209	208	207	206	204	203	202	201	201	201	=R
	計	4,472	3,714	2,901	2,911	2,891	2,886	2,881	2,890	2,883	2,877	2,871	2,864	2,867	2,872	W
内訳																
鉄・非鉄回収量	2,991	2,738	1,941	1,947	1,934	1,931	1,927	1,933	1,929	1,925	1,921	1,916	1,918	1,921	X:W×66.9%	
破碎残渣	1,481	976	960	964	957	955	954	957	954	952	950	948	949	951	Y:W×33.1%	
焼却処理	搬入量															
	焼却対象燃やすごみ	114,420	115,631	106,120	102,242	100,474	96,145	94,342	93,567	93,107	92,627	92,195	91,715	91,579	91,429	=D+H
	可燃粗大	404	532	438	440	442	428	430	432	434	435	437	439	439	440	
	破碎残渣				964	957	955	954	957	954	952	950	948	949	951	=Y
	硬質プラ				1,488	1,489	1,484	1,485	1,485	1,480	1,480	1,475	1,475	1,477	1,479	=J
	藤岡プラ焼却灰				3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	90t/日×12%×280日
	計	114,824	116,163	106,558	108,158	106,386	102,036	100,235	99,465	98,999	98,518	98,081	97,601	97,468	97,323	Z
	焼却残渣	14,998	13,836	12,787	12,979	12,766	12,244	12,028	11,936	11,880	11,822	11,770	11,712	11,696	11,679	a:Z×12.0%
	スラグ				7,787	7,659	7,347	7,217	7,161	7,128	7,093	7,062	7,027	7,017	7,007	b:a×60%
	飛灰				3,894	3,830	3,673	3,608	3,581	3,564	3,547	3,531	3,514	3,509	3,504	c:a×30%
不燃物				1,298	1,277	1,224	1,203	1,194	1,188	1,182	1,177	1,171	1,170	1,168	d:a×10%	
せん定枝等処理	せん定枝等回収量	3,260	2,589	3,317	3,317	3,309	5,181	5,164	5,146	5,128	5,108	5,089	5,070	5,073	5,075	e:C+F
	せん定枝	1,956	1,553	1,990	1,990	1,985	3,109	3,098	3,088	3,077	3,065	3,053	3,042	3,044	3,045	f:e×60%
	刈草	1,304	1,036	1,327	1,327	1,324	2,072	2,066	2,058	2,051	2,043	2,036	2,028	2,029	2,030	g:e×40%
	施設搬入量						907	3,615	3,602	3,590	3,576	3,563	3,549	3,551	3,553	h:i+g
	せん定枝						389	1,549	1,544	1,539	1,533	1,527	1,521	1,522	1,523	i:f×1/2
	刈草						518	2,066	2,058	2,051	2,043	2,036	2,028	2,029	2,030	j:g
	民間施設搬入量	3,260	2,589	3,317	3,317	3,309	4,274	1,549	1,544	1,538	1,532	1,526	1,521	1,522	1,522	k:e-h
最終処分	直接埋立															
	家庭系不燃埋立			4,216	2,716	2,717	2,709	1,985	1,986	1,977	1,977	1,971	1,971	1,974	1,977	=P (H17:埋めるごみに含む)
	家庭系不燃粗大			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	H17:埋めるごみに含む
	事業系不燃ごみ			150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	=V (H17:埋めるごみに含む、H18~:勘八汚泥)
	埋めるごみ	7,157	3,814	348	346	343	342									H17:稲武地区3t含む
	計	7,157	3,814	4,716	3,214	3,212	3,203	2,137	2,138	2,129	2,129	2,123	2,123	2,126	2,129	
破碎残渣	1,481	976	960												H19~:焼却(熔融)対象	
焼却残渣	14,998	13,836	12,787	5,192	5,107	4,897	4,811	4,775	4,752	4,729	4,708	2,928	2,925	2,920	H17~18:=a、H19~H26:=c+d、H27~:=c/2+d	
合計	23,636	18,626	18,463	8,406	8,319	8,100	6,948	6,913	6,881	6,858	6,831	5,051	5,051	5,049		

5 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針及び目標年度

生活排水対策の基本として、節水及び洗剤等の適正使用に関する普及、啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととする。生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

下水道マップの着実な整備・推進

下水道マップに基づいて、集合処理区域では公共下水道をはじめ、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントにより、個別処理区域では合併処理浄化槽により全市内の生活排水処理を推進する。

家庭でできる排水対策の啓発・普及

生活するうえで家庭からの排水は欠かせないが、発生・排出段階でその汚濁負荷量を軽減することは可能である。これを実施するためには、市民の理解と協力が不可欠であり、その必要性が認識できるとともに具体的な行動に結びつくような意識啓発・普及活動を推進する。

(2) 生活排水処理の現状

本市の生活排水は、市が管理または整備の主体となっている下水道施設(共同し尿浄化槽含む)として、①公共下水道(単独及び流域関連)、②特定環境保全公共下水道(単独及び流域関連)、③コミュニティ・プラント、④農業集落排水施設、⑤共同し尿浄化槽(市管理)があり、この他、住宅団地に設置されている⑥民間管理の共同し尿浄化槽やマンション、アパート、社宅、寮、個人で設置されている⑦合併処理浄化槽によって処理されている。

また、こうした施設がない場合は、し尿のみを単独処理浄化槽またはくみ取り等によって処理されている。

このうち、し尿は市直営又は委託業者により収集・運搬し、砂川衛生プラント(豊田三好事務組合)及び逢妻衛生処理場(逢妻衛生処理組合)に搬入しており、旧町村については委託業者により収集・運搬し、中継槽を経由して砂川衛生プラントへ搬入している。

また、浄化槽汚泥については許可業者により収集・運搬し、砂川衛生プラント等に搬入しているが、合併前は旧小原村と旧旭町で委託業者による収集・運搬が行われていた。なお、汚泥は濃縮・脱水・乾燥・焼却という処理工程を経て、ほとんどが肥料化により農地へ還元されている。

(3) 生活排水処理計画

生活排水処理主体

表7 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活排水	豊田市
農業集落排水施設	し尿及び生活排水	豊田市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活排水	豊田市
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	組合

処理の目標

下水道マップに基づき、集合処理区域は下水道方式（農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の下水道類似施設を含む）、個別処理区域は合併処理浄化槽方式とし、全市域の生活排水処理を行う。

生活排水処理の整備手法は、公共下水道事業（国土交通省）のほか、整備区域の諸条件に応じて、特定環境保全公共下水道事業（国土交通省）、農業集落排水事業（農林水産省）、コミュニティ・プラント事業（環境省）、浄化槽設置整備事業（環境省）等、各省の補助事業を活用する。

また、生活排水処理率を現在（平成17年度）の76.3%に対して目標年度（平成29年度）には95.5%とする。

表8 生活排水の処理目標

項目	年度	現在 平成17年度	中間年度 平成24年度	目標年度 平成29年度
生活排水処理率		76.3%	88.7%	95.5%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(4) し尿・汚泥処理計画

し尿・浄化槽汚泥については、衛生的かつ安全に処理し、できる限り減量と堆肥化を行い、資源の有効利用と最終処分場への負担を軽減し、延命化を図ることとする。

なお、し尿・浄化槽汚泥の処理は、下水道計画等の進捗動向を考慮し、従来どおり砂川衛生プラント・逢妻衛生処理場にて安定処理を行うとともに、処理汚泥の堆肥化を促進する。

表9 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

年度	計画処理 区域内 人口	水洗化・生活雑排水処理人口						水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	非水洗化人口			
		下水道	農業集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽	計	処理率		し尿収集人口	自家処理人口	計	
実績	平成13	399,231	162,516	10,988	3,253	98,892	275,649	69.0%	102,833	20,749	0	20,749
	平成14	401,633	189,878	10,825	3,282	64,192	268,177	66.8%	115,232	18,224	0	18,224
	平成15	403,807	204,583	10,973	3,294	62,202	281,052	69.6%	107,327	15,428	0	15,428
	平成16	407,682	218,082	11,601	3,297	64,815	297,795	73.0%	96,195	13,692	0	13,692
	平成17	412,207	231,906	11,751	3,350	67,308	314,315	76.3%	85,582	12,310	0	12,310
予測	平成18	413,964	241,275	11,584	3,339	55,517	311,715	75.3%	90,937	11,312	0	11,312
	平成19	415,721	253,258	11,538	3,358	55,671	323,825	77.9%	81,645	10,251	0	10,251
	平成20	417,478	264,021	11,517	3,379	55,815	334,732	80.2%	73,282	9,464	0	9,464
	平成21	419,257	274,673	11,497	3,399	55,959	345,528	82.4%	65,030	8,699	0	8,699
	平成22	421,036	278,699	11,545	3,414	56,103	349,761	83.1%	63,280	7,995	0	7,995
	平成23	422,649	287,324	11,593	3,428	56,247	358,592	84.8%	56,700	7,357	0	7,357
	平成24	424,261	305,036	11,642	3,443	56,391	376,512	88.7%	40,979	6,770	0	6,770
	平成25	425,873	314,542	11,690	3,457	56,535	386,224	90.7%	33,420	6,229	0	6,229
	平成26	427,485	322,282	11,739	3,472	56,679	394,172	92.2%	27,582	5,731	0	5,731
	平成27	429,098	327,855	12,336	3,479	56,823	400,493	93.3%	23,332	5,273	0	5,273
	平成28	429,751	332,192	12,933	3,486	56,967	405,578	94.4%	19,322	4,851	0	4,851
	平成29	430,404	336,745	13,530	3,492	57,111	410,878	95.5%	15,063	4,463	0	4,463
	予測根拠	A	B	C	D	E	F=B+C +D+E	G=F/A	H	I	J	K=I+J

※1 下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントの目標数値は、H18豊田市下水道のマップ及び企画課からの人口推計を元に推定している。

※2 平成18年度の処理率の減少は、計算方法の見直しによるものである。

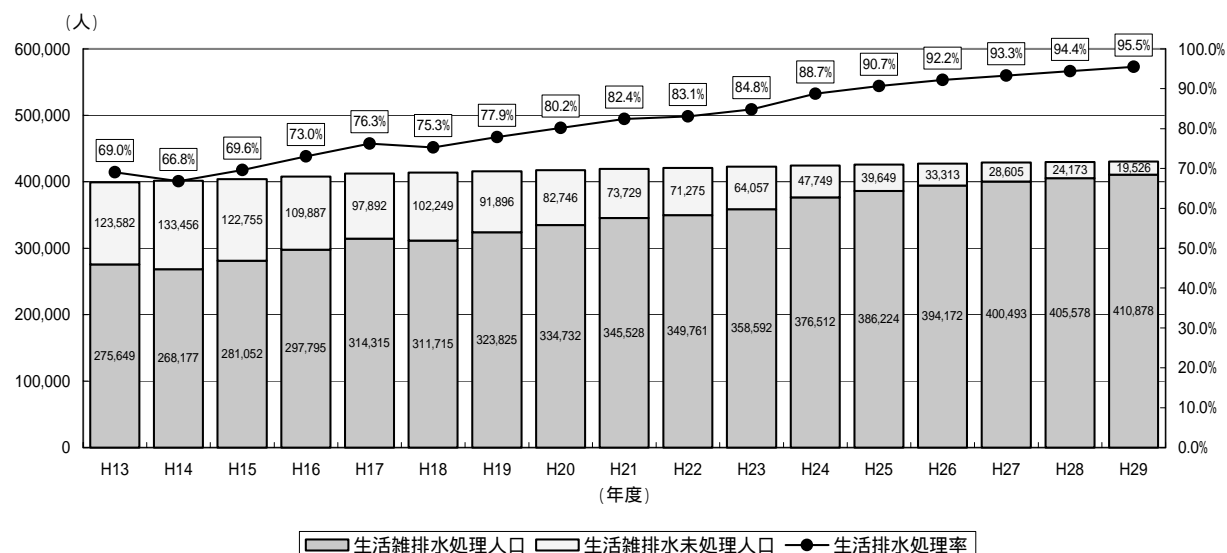


図12 生活排水処理形態別人口の推移

表10 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

年度	し尿			単独処理浄化槽汚泥			合併処理浄化槽汚泥			浄化槽 汚泥合計 (kL/年)	合計		
	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)		(kL/年)	(kL/日)	
実績	平成13	20,749	3.19	24,145	102,833	1.09	40,912	113,133	1.74	71,628	112,540	136,685	374.5
	平成14	18,224	3.28	21,847	115,232	1.31	55,098	78,299	2.10	60,067	115,165	137,012	375.4
	平成15	15,428	3.64	20,473	107,327	1.32	51,710	76,469	2.12	59,263	110,973	131,446	360.1
	平成16	13,692	4.20	20,993	96,195	1.36	47,751	79,713	2.18	63,645	111,396	132,389	362.7
	平成17	12,310	4.47	20,094	85,582	1.39	43,420	82,409	2.22	66,746	110,166	130,260	356.9
予測	平成18	11,312	4.47	18,456	90,937	1.39	46,137	70,440	2.22	57,078	103,215	121,671	333.3
	平成19	10,251	4.47	16,725	81,645	1.39	41,423	70,567	2.22	57,180	98,603	115,328	316.0
	平成20	9,464	4.47	15,441	73,282	1.39	37,180	70,711	2.22	57,297	94,477	109,918	301.1
	平成21	8,699	4.47	14,193	65,030	1.39	32,993	70,855	2.22	57,414	90,407	104,600	286.6
	平成22	7,995	4.47	13,044	63,280	1.39	32,105	71,062	2.22	57,582	89,687	102,731	281.5
	平成23	7,357	4.47	12,003	56,700	1.39	28,767	71,268	2.22	57,748	86,515	98,518	269.9
	平成24	6,770	4.47	11,046	40,979	1.39	20,791	71,476	2.22	57,917	78,708	89,754	245.9
	平成25	6,229	4.47	10,163	33,420	1.39	16,956	71,682	2.22	58,084	75,040	85,203	233.4
	平成26	5,731	4.47	9,350	27,582	1.39	13,994	71,890	2.22	58,252	72,246	81,596	223.6
	平成27	5,273	4.47	8,603	23,332	1.39	11,837	72,638	2.22	58,859	70,696	79,299	217.3
	平成28	4,851	4.47	7,915	19,322	1.39	9,803	73,386	2.22	59,465	69,268	77,183	211.5
	平成29	4,463	4.47	7,282	15,063	1.39	7,642	74,133	2.22	60,070	67,712	74,994	205.5
	予測根拠		H17値一定			H17値一定			H17値一定				

(注) 単独処理浄化槽汚泥量と合併処理浄化槽汚泥量の実績値は、推定値
 合併処理浄化槽人口には、農業集落排水人口及びコミュニティ・プラント人口も含む。
 計画原単位は、過去3年間で増加していることから、平成17年度実績値を採用した。
 なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は、実績が不明であるため以下の方法により求めた。
 し尿処理施設構造指針解説に示される原単位（単独処理浄化槽汚泥：0.75、合併処理浄化槽汚泥：1.2）を基に、
 下式より各原単位を求めた。

$$c : d = 0.75 : 1.2$$

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kl/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b
 単独処理浄化槽原単位：c、合併処理浄化槽原単位：d

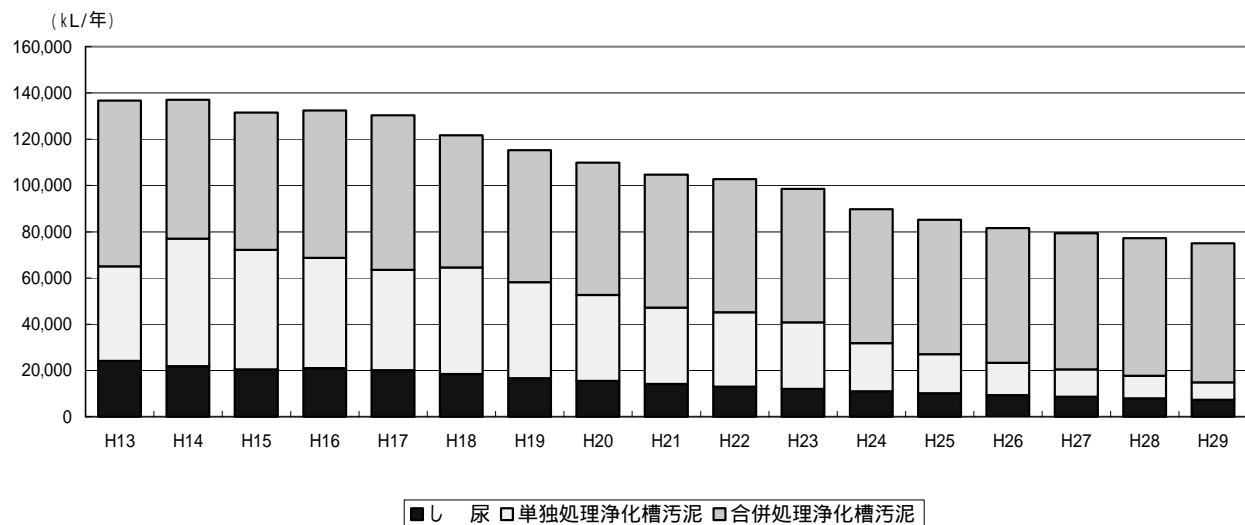


図13 し尿・浄化槽汚泥量の推移